

教委体第1329号
教委文第1511号
令和3年7月29日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第七報）

標記のことについては、令和3年7月19日付け教委体第1245号、教委文第1390号により通知したところですが、全国的な感染再拡大が懸念されることから、下記の事項について再度確認し感染症対策を徹底するよう指導願います。

記

- 1 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域以外の県外の学校との交流（県外へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）にあたっては、交流先都道府県の感染状況を確認し、その安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。

【 他県の制限例（福岡県：令和3年7月28日付け通知） 】

- 他校との交流がある活動は実施しないこと。ただし、公式大会等の3週間前から、県内に限り他校との交流がある活動を実施可とする。
- 宿泊を伴う活動及び県外での活動は実施しないこと。（学校体育団体・文化団体・全国及び県協議団体が主催・共催する公式大会等への参加は除く。）

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

TEL 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：多嶋田

TEL 097-506-5493